

第 4 部 資料

財政見通し【中期財政計画（平成29年1月策定）】

市では、「健全な財政運営に関する条例（平成24年4月施行）」に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行っていくため、毎年度、総合計画と整合性を図った上で中期的な財政見通しに基づく財政計画を策定しています。

平成29年度から平成33年度の5年間における財政見通しは、歳入の骨格をなす市税が評価替えや償却資産の減価償却などによる固定資産税の減少などにより、緩やかに減少することや、歳出のうち、少子高齢化の影響により扶助費が増加することなどから、今後も厳しい財政状況が続く見込みです。

歳入の見込額

(単位 百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
自主財源	18,044	17,346	17,050	17,335	16,996
市税	15,141	14,883	14,914	14,864	14,454
繰入金	1,344	992	710	1,046	1,119
繰越金	291	253	253	252	250
その他	1,268	1,218	1,173	1,173	1,173
依存財源	16,516	16,285	14,816	14,957	15,404
地方譲与税等	1,847	1,847	1,913	2,282	2,282
地方交付税	3,100	3,300	3,300	3,100	3,400
国・県支出金	7,923	7,737	7,608	7,662	7,709
市債	3,646	3,401	1,995	1,913	2,013
合 計	34,560	33,631	31,866	32,292	32,400

※普通会計（一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計）ベースの推計。

用語解説



自主財源：市が自主的に収入できる財源
 市 税：市民税、固定資産税など
 繰 入 金：財政調整基金などの基金の取崩し
 繰 越 金：前年度から繰り越された財源
 依 存 財 源：国や県の意思により交付されるため、市が自主的に収入できない財源
 地方譲与税等：自動車重量譲与税など国税の一定割合が国から交付される財源
 地方交付税：用途を限定されず国から交付される財源
 国・県支出金：特定の目的のため国または県から交付される財源
 市 債：借金による収入

歳出の見込額

(単位 百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
義務的経費	17,200	17,470	17,596	17,853	17,936
人件費	5,062	5,024	4,863	4,834	4,795
扶助費	9,503	9,724	9,848	9,973	10,102
公債費	2,635	2,722	2,885	3,046	3,039
投資的経費	4,942	3,558	1,650	1,678	1,678
物件費	5,082	5,055	5,053	5,146	5,131
補助費等	4,608	4,634	4,590	4,576	4,550
繰出金	2,460	2,604	2,667	2,729	2,795
その他	268	310	310	310	310
合 計	34,560	33,631	31,866	32,292	32,400

用語解説



義務的経費：支出が義務付けられている経費

人 件 費：職員給与、議員報酬など

扶 助 費：子育てや高齢者福祉などの社会保障関係経費

公 債 費：借金の返済

投資的経費：道路や建物など資本の形成に向けられる支出

物 件 費：上記以外の消費的性質の経費

補 助 費 等：負担金、補助金など、他市町村・団体に対する現金的給付に係る経費など

繰 出 金：市の他の会計へ支出する経費

基金の残高見込額

(単位 百万円)

基金区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
財政調整基金	2,072	1,533	1,276	683	16
公共施設整備基金	761	582	404	225	47
緑地保全基金	668	771	873	976	1,078
文化振興基金	66	66	66	66	66
まちづくり寄附基金	47	46	45	44	43
産業振興基金	9	18	27	37	46
合 計	3,623	3,016	2,691	2,031	1,296

地方債の残高見込額

(単位 百万円)

会計区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
一般会計	22,206	22,595	22,200	21,609	21,106
鶴瀬駅西口土地区画 整理事業特別会計	1,057	862	698	560	438
鶴瀬駅東口土地区画 整理事業特別会計	1,166	1,835	1,702	1,492	1,282
合計(普通会計)	24,429	25,292	24,600	23,661	22,826

策定の経過

庁議（行政会議）

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成28年 1月12日	・後期基本計画策定方針について
第2回	平成28年11月 4日	・後期基本計画案について
第3回	平成29年 1月31日	・議会提出予定案件について

後期基本計画検討委員会（庁内委員会）

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成28年 3月 2日	・中期基本計画第1・2章の進捗状況・課題等の確認・検討
第2回	平成28年 3月17日	・中期基本計画第3章の進捗状況・課題等の確認・検討
第3回	平成28年 3月18日	・中期基本計画第3・4章の進捗状況・課題等の確認・検討
第4回	平成28年 3月24日	・中期基本計画第5・6章の進捗状況・課題等の確認・検討
第5回	平成28年 3月25日	・中期基本計画第5章の進捗状況・課題等の確認・検討
第6回	平成28年 3月28日	・中期基本計画第5・6章の進捗状況・課題等の確認・検討
第7回	平成28年 6月28日	・後期基本計画案第1・2章の検討
第8回	平成28年 6月29日	・後期基本計画案第3・4章の検討
第9回	平成28年 6月30日	・後期基本計画案第4・5章の検討
第10回	平成28年 7月 6日	・後期基本計画案第6章の検討
第11回	平成28年 8月24日	・後期基本計画案の検討
第12回	平成28年 9月23日	・後期基本計画案の検討
第13回	平成28年10月18日	・後期基本計画案の検討
第14回	平成29年 1月16日	・後期基本計画案に対する意見募集結果等について

後期基本計画アドバイザー

長野 基 氏（首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 准教授）

項目	日程	検討・協議内容等
意見交換会	平成28年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係及び就労支援関係 ・まちづくり支援関係 ・指標設定や評価方法について

総合計画審議会

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成28年 3月 2日	・委嘱状交付 ・諮問 ・スケジュールについて ・中期基本計画概要について
第2回	平成28年 3月16日	・中期基本計画第1・2章の進捗状況・課題等の確認・検討
第3回	平成28年 3月25日	・中期基本計画第2・3・4章の進捗状況・課題等の確認・検討
第4回	平成28年 4月13日	・中期基本計画第5・6章の進捗状況・課題等の確認・検討
第5回	平成28年 7月22日	・後期基本計画案第1・2章の検討
第6回	平成28年 7月27日	・後期基本計画案第2・3・4章の検討
第7回	平成28年 8月 3日	・後期基本計画案第5・6章の検討
第8回	平成28年10月27日	・後期基本計画案の検討
第9回	平成29年 1月20日	・後期基本計画案に対する意見募集結果等について
	平成29年 1月27日	・後期基本計画答申

議会関係

項目	日程	検討・協議内容等
説明・意見交換会	平成28年11月17日	・後期基本計画案について

地域説明会

日程	会場	参加者
平成28年11月17日	鶴瀬コミュニティセンター	18人
平成28年11月22日	みずほ台コミュニティセンター	18人
平成28年11月24日	鶴瀬西交流センター	18人
平成28年11月25日	南畑公民館	15人
平成28年11月28日	水谷東公民館	29人
平成28年11月29日	ふじみ野交流センター	9人
平成28年12月 5日	水谷公民館	61人

パブリックコメント

意見募集の実施方法

- (1) 募集期間 平成 28 年 11 月 18 日～12 月 18 日
- (2) 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- (3) 計画案の閲覧及び用紙の配布場所 市役所「市政情報コーナー」、市役所「政策企画課」、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市役所ホームページ
- (4) 意見提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

意見提出件数

第 1 章「未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち」	18 件
第 2 章「健康で生きいき、相互に支えあう人のまち」	4 件
第 3 章「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」	29 件
第 4 章「にぎわいと活力をつくる人のまち」	24 件
第 5 章「安全・安心、快適な地域をつくる人のまち」	11 件
第 6 章「市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち」	9 件
その他	6 件
合計	101 件

富士見市総合計画審議会条例

平成元年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 富士見市総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）を策定するため、富士見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、富士見市総合計画について市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって終了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 4 日条例第 16 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 15 日条例第 40 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 14 日条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（富士見市基本構想審議会条例の一部改正等に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に富士見市基本構想審議会委員、富士見市立小・中学校学区審議会委員、富士見市放置自転車等対策審議会委員、富士見市下水道事業審議会委員又は富士見市上水道事業審議会委員である者の任期は、第 1 条の規定による改正後の富士見市基本構想審議会条例の規定、第 2 条の規定による改正後の富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、第 3 条の規定による改正後の富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、第 4 条の規定による改正後の富士見市下水道事業審議会条例の規定又は第 5 条の規定による改正後の富士見市上水道事業審議会委員条例の規定にかかわらず、改正前の富士見市基本構想審議会条例の規定、富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、富士見市下水道事業審議会条例の規定又は富士見市上水道事業審議会委員条例の規定により委嘱又は任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年 6 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市総合計画審議会名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	小 山 健次郎	NPO 法人富士見市民大学
副会長	岩 田 仁	特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター
委 員	臼 杵 洋 子	富士見市民生委員児童委員協議会連合会
委 員	大久保 勇 次	富士見市町会長連合会
委 員	大曾根 規 夫	富士見市農業青年会議所
委 員	加 治 浩 史	富士見市商工会
委 員	金 子 雄 一	公 募
委 員	高 橋 千代子	富士見市私立幼稚園協会
委 員	三 宅 宣 之	社会福祉法人富士見市社会福祉協議会
委 員	森 川 達 也	富士見市 PTA 連合会 ※平成 28 年 6 月 27 日 退任
委 員	守 山 義 一	公 募
委 員	吉 田 和 彦	富士見市消防団
委 員	吉 原 智 博	富士見市 PTA 連合会 ※平成 28 年 7 月 22 日 就任

※敬称略 50 音順

富士見市総合計画審議会への諮問及び答申

富 政 第 4 5 号
平成 2 8 年 3 月 2 日

富士見市総合計画審議会会長 様

富士見市長 星野 信吾

富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について（諮問）

このことについて、富士見市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

富士見市第 5 次基本構想後期基本計画についての調査及び審議
（関連資料等については順次提出します）

2 答申希望時期

平成 28 年 11 月

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

富士見市長 星野 光弘 様

富士見市総合計画審議会
会 長 小山 健次郎

富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について（答申）

平成 28 年 3 月 2 日付け富政第 45 号で諮問のありました富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおりとしましたので答申します。

なお、本審議会や地域説明会などで寄せられた多くの市民の意見を踏まえ、将来都市像である「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向け、取り組まれるよう要望します。

第14回 市民意識調査の概要



1. 調査項目

- (1) 調査地域 富士見市全域
- (2) 調査対象 18歳以上の市民 (3,000人)
- (3) 調査方法 郵送調査
- (4) 調査期間 平成27年7月8日～7月27日
- (5) 回収数(率) 1,303人 (43.4%)
- (6) 主な調査内容
 - 住みごっこち・定住意識
 - 市の34施策に対する評価(満足度・重要度・不満な理由)
 - 今後のまちづくり



2. 結果概要

(1) 総括

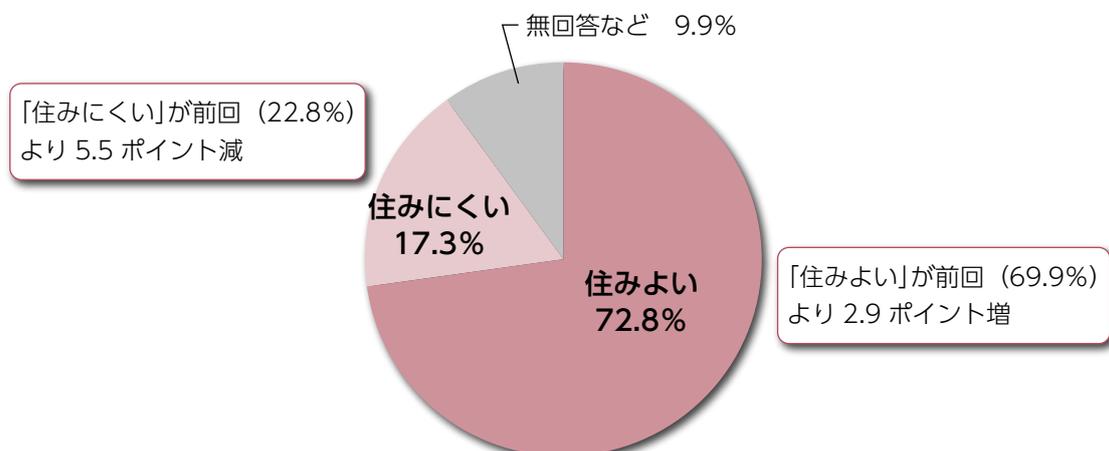
経年変化を調査している、「住みごっこち」「定住意識」は、ともに7割以上が「住みよい」又は「住み続けたい」と回答し、前回調査よりもポイントは上昇している。

また、市の施策に対する満足度は、34施策中29施策で満足度が不満度を上回っている。

(2) 各調査項目の概要

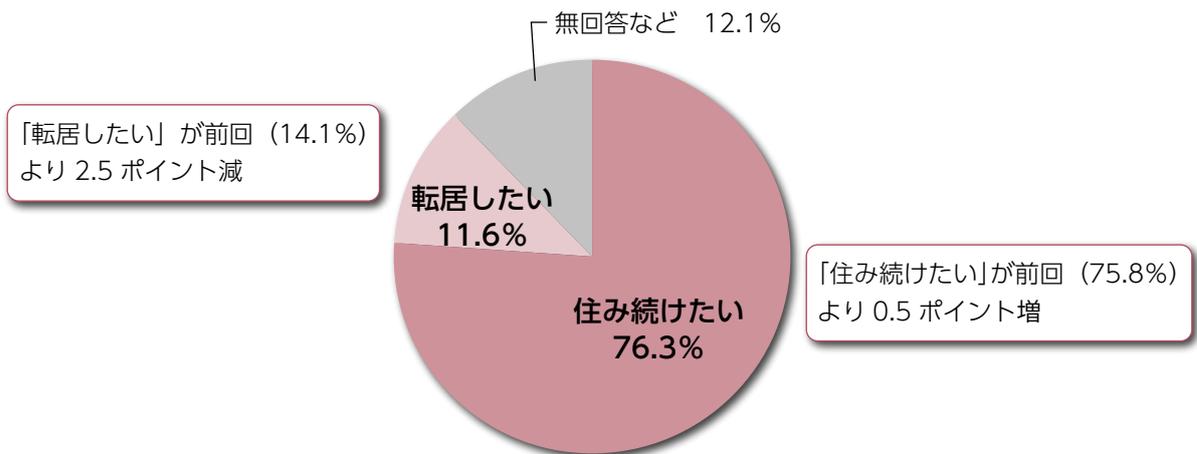
①住みごっこち

- ・72.8%が「住みよい」と回答(前回より2.9ポイント増)



②定住意識

・76.3%が「住み続けたい」と回答（前回より0.5ポイント増）



③市の34施策に対する評価の概要

		満足度	
		高い	低い
重要度	高い	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化 ・健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な道路の整備 ・放置自転車・違法駐車対策の推進 ・医療サービス体制の充実
	低い	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化の創造 ・多様な学習活動の支援 ・広報「ふじみ」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の社会づくり ・商業の振興

主な施策に対する満足度・重要度の前回比較一覧

施策名	満足度				不満足度				重要度			
	今回 順位	今回 調査 (%)	平成 24年 (%)	増減 (%)	今回 順位	今回 調査 (%)	平成 24年 (%)	増減 (%)	今回 順位	今回 調査 (%)	平成 24年 (%)	増減 (%)
公園の整備・緑化の推進	4	60.8	58.8	2.0	10	26.5	29.0	▲2.5	11	85.6	87.5	▲1.9
ごみの減量化・資源化	1	75.8	72.4	3.4	24	17.6	20.8	▲3.2	1	91.4	89.8	1.6
地球温暖化対策	19	33.3	32.3	1.0	5	36.0	38.5	▲2.5	26	78.4	80.9	▲2.5
安全で快適な道路の整備	15	37.5	38.6	▲1.1	1	57.8	57.2	0.6	20	82.3	83.5	▲1.2
放置自転車・違法駐車対策の推進	8	49.2	46.5	2.7	3	37.8	41.8	▲4.0	16	83.7	83.0	0.7
地域防災力の向上	13	39.9	34.8	5.1	4	37.7	41.6	▲3.9	9	86.5	86.4	0.1
医療サービス体制の充実	11	44.5	36.7	7.8	6	34.2	42.2	▲8.0	2	90.7	86.6	4.1
福祉のまちづくり	12	40.7	42.2	▲1.5	7	29.2	30.0	▲0.8	14	84.8	85.7	▲0.9
保育サービスなどの充実	26	27.3	29.9	▲2.6	28	15.9	17.8	▲1.9	15	84.6	81.7	2.9
子育て支援環境の充実	21	32.4	33.6	▲1.2	34	11.5	13.3	▲1.8	18	83.4	80.8	2.6
健康づくりの推進	3	67.2	64.2	3.0	23	17.8	19.6	▲1.8	3	90.5	87.7	2.8
高齢者相談体制の充実	20	33.0	26.8	6.2	20	20.8	29.2	▲8.4	6	88.1	84.9	3.2
介護保険事業の推進	28	26.3	26.8	▲0.5	21	20.2	22.0	▲1.8	5	88.5	88.2	0.3
誰もが住みやすいまちづくり	7	51.7	52.6	▲0.9	8	28.3	28.3	0.0	4	89.5	87.3	2.2
障がい福祉サービスの充実	32	23.9	25.7	▲1.8	33	13.6	14.4	▲0.8	8	86.8	83.3	3.5
豊かな教育環境の充実	22	31.1	26.9	4.2	32	14.0	18.1	▲4.1	10	86.1	81.7	4.4
学力の向上	27	26.5	22.9	3.6	29	15.0	20.2	▲5.2	13	84.9	80.8	4.1
青少年の健全育成・いじめ防止対策	34	16.4			12	25.2			7	87.3		
市民文化の創造	10	46.9	48.0	▲1.1	11	25.5	21.9	3.6	33	69.6	69.4	0.2
多様な学習活動の支援	14	39.8	38.0	1.8	19	21.9	20.4	1.5	32	72.2	68.9	3.3
図書館サービスの充実	6	55.7	54.0	1.7	26	16.0	16.9	▲0.9	27	78.0	74.6	3.4
生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	23	29.8	30.7	▲0.9	9	28.0	24.9	3.1	31	73.1	68.5	4.6
農業の振興	18	36.2	33.7	2.5	14	24.6	23.5	1.1	25	78.6	73.7	4.9
商業の振興	30	25.3	21.5	3.8	2	43.1	45.6	▲2.5	30	74.8	72.6	2.2
広聴活動	29	25.4	26.7	▲1.3	15	24.5	27.9	▲3.4	23	80.3	78.5	1.8
広報「ふじみ」の発行	2	75.6	77.4	▲1.8	30	14.8	15.3	▲0.5	12	85.2	86.2	▲1.0
市ホームページの運営	16	37.1	36.9	0.2	25	17.2	17.4	▲0.2	29	75.1	73.4	1.7
情報公開	16	37.1	36.0	1.1	31	14.5	16.8	▲2.3	21	80.8	77.1	3.7
市民参加・協働の推進	25	28.3	29.3	▲1.0	22	18.2	20.2	▲2.0	28	77.9	76.0	1.9
コミュニティ活動の推進	9	48.6	49.4	▲0.8	18	22.3	22.6	▲0.3	24	79.8	79.1	0.7
男女共同参画の社会づくり	33	23.2	23.6	▲0.4	26	16.0	15.9	0.1	34	68.6	63.6	5.0
行財政改革	31	24.6	30.7	▲6.1	13	24.9	36.6	▲11.7	22	80.4	81.7	▲1.3
市民相談の充実	24	29.4	31.2	▲1.8	17	22.5	15.7	6.8	16	83.7	79.0	4.7
窓口サービスの改善	5	60.4	60.0	0.4	16	22.7	22.1	0.6	19	83.1	82.7	0.4

④今後のまちづくりに要望する施策

・「高齢者福祉の充実」「道路の整備」が高くなっている。

